

平成23年度 第6回 新潟市障がい者施策推進協議会会議録（要旨）

○日 時：平成24年2月15日（火）午後1時30分～

○会 場：白山会館 2階 胡蝶の間

○出席委員：13名（欠席委員2名）

関係課：児童相談所，こころの健康センター，各区健康福祉課長

事務局：障がい福祉課長

○オブザーバー：新潟市障がい者地域自立支援協議会会長

1. 開会宣言

2. 福祉部長挨拶

（司 会）

本日の委員の出席状況でございますが、遁所委員と荻荘委員から欠席のご連絡を頂いております。15名の委員のうち13名の委員の方々が出席されており、過半数を超えておりますので、この協議会が成立していることをご報告いたします。また、今回も、オブザーバーとして、新潟市障がい者地域自立支援協議会山賀会長様にご参加いただいております。

それでは、これより、議事に移らせていただきます。議事については、会長に進行をお願いいたします。

3. 議事

（1）第2次新潟市障がい者計画・第3期新潟市障がい福祉計画について

（島崎会長）

皆様、こんにちは。お疲れさまでございます。大雪になりまして、それぞれの地域、お立場でご苦労されているかと思えます。今日は、部長からお話がありましたように、新潟市障がい者計画、障がい福祉計画の最終案を確認するということで、また、この推進協議会もこうやって参集して協議していくのも、今年度はこれが締めめの会になるかと思えます。どうぞ、忌憚のないご意見を頂ける会議にしていきたいと思えます。また、今日は3時半までということで、時間を守るように私も努力いたしますが、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

それでは、次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思えます。

議事のはじめに、一つ目は、第2次新潟市障がい者計画・第3期新潟市障がい福祉計画につ

いてです。事務局から事前にお送りいただき、お読みいただいていると思いますが、資料につきまして、修正箇所がございますので、事務局から簡単にご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、事務局より説明いたします。

早速、資料1をご覧ください。こちらは計画に対する意見募集、パブリックコメントの状況と市の考え方になっております。12月27日から1月26日の期間におきまして、意見募集、パブリックコメントを行わせていただきました。市報にいがた、市のホームページで告知をするとともに、市内の障がい者団体や障がい福祉施設にも意見募集を行っている旨、ご案内させていただいたところがございます。その結果、第2次新潟市障がい者計画に関しては、2名の方から計5件の意見を頂戴いたしましたし、第3期新潟市障がい福祉計画については、意見はございませんでした。資料1では、その意見とそれに対する市の考え方を記載してありますので、ご覧いただきたいと思っております。

一つ目の意見、資料4が素案の冊子になっておりますので、そちらと併せてご覧いただければと思います。資料1の1番、資料4は2ページが対応する形になります。頂いたご意見は、基本目標の部分を示されまして、アンケート調査でも経済的なニーズの割合が多くあげられているが、障害年金、福祉サービス費、家族介護負担費、生活費等の経済的内容が浮きぼりになっていないというご意見を頂戴いたしました。それに対しての市の考え方でございますが、アンケート調査で、経済的な負担の軽減を望む声が多いことを認識しており、資料4の22ページの記載に、「障がい福祉サービスの利用者負担については、市独自の負担軽減策を実施し、経済的な負担の軽減を図っていきます。」としています。この計画に基づいて、負担軽減策の推進に努めていきたいということで、案のとおりとしたいというのが市の考え方でございます。

2番目は資料4の24ページになります。地域生活を支える人づくりの部分でご意見を頂きました。障がいのある人が地域の中で暮らすために必要な、住民が理解していく啓発活動、支援の仕組み作りが見えてこないというご意見でした。これに対しまして、啓発活動、支援の仕組み作りにつきましては、24ページの記載に、「各種教室・講座・研修などを継続して実施し、病気や障がいについて正しい知識の普及啓発を図るとともに、人材の育成などに努めていきます。」と記載をいたしました。したがって、この計画に基づいて支援の輪が広がるよう努めるということで、この素案どおりということにさせていただきます。

続きまして、3番目のご意見、こちらは資料4の34ページです。施設で作られた商品のお話です。施設で作られた食品、品物を各種イベントを利用していく積極的な支援が盛り込まれていないのではというご意見でした。こちらについては、同じく34ページにこの部分を記載しておりまして、「今後も授産製品や請負業務などを市民にPRして販路の拡大を図るとともに、施

設のネットワーク化による共同受注の検討など工賃を増額するための方策について検討を進めます。」という記載をしております。したがって、この計画に基づきまして、各種イベントの活用も含めて支援を積極的に進めていきたいということで、素案のとおりといたします。

資料1の裏面を見ていただいて、4番目になります。資料4の42ページに関するご意見で、啓発活動の中で、教育機関に障がい者・児と関連授業を組み込む積極的な姿勢が求められるというご意見でした。こちらにつきましては、42ページ、素案のほうではいろいろ書かせていただいておりますが、各学校において総合学習、交流学习、福祉副読本などの活用などの取り組みを積極的に取り組むことを盛り込んだということで、このとおり推進していきたいということで、素案のとおりとさせていただきます。

最後に、5番目、52ページです。こちらのご意見については、どこの部分というご指定がありませんでしたので、文脈から、52ページの計画案の部分ではなく、個別の事業のところを示しているご意見でした。こちらでは、コミュニケーション支援事業と手話通訳者設置事業について、「設置手話通訳者」と手話等でコミュニケーションできる「窓口相談員」の業務があいまいであり、窓口相談員には、窓口のみでなく、緊急時、突発的事態に際しては柔軟に対応可能な体制を希望する。そしてそのために、複数体制を進めていただきたい。また、市民病院には、専門知識を有する手話の可能な人を配置して派遣を通さなくてもいつでも相談できるようにしていただきたい（プライバシーを重視する観点で考慮を望む）。というご意見でした。こちらについての考え方でございますが、各区役所に配置する窓口相談員は、区役所における通訳業務を基本としております。緊急のために窓口相談員を増員することは困難なため、手話奉仕員等の派遣を含め、可能な限り緊急対応に努めていきます。病院という具体名がありましたが、個別の事業展開につきましては、計画に基づき各部署において検討を行ってまいりますということで、それ自体の変更はしないということにしております。

続いて、資料2です。これは、障がい福祉計画に盛り込むべき地域生活支援事業の項目の追加についての国からの通知文書が資料2になります。新潟市の福祉計画では、すでに盛り込み済みのものもあるのですが、この通知を受けまして、いくつか項目を追加したところですが、資料4を見ていただきたいのですが、92ページを開いていただけますでしょうか。障がい福祉計画ですが、92ページの左側です。ページ番号が振ってありますが、目次のページがあります。7番の部分に当たるところに、各年度におけるサービス見込み量の目次ですが、その(3)に地域生活支援事業ということでまとめてあります。113ページを開いていただくと、地域生活支援事業のページになります。

この通知を受けて、追加、削除、修正したものがありますので、見ていただきますと、113ページ、①の相談支援事業では、基幹相談支援センターの設置の有無を新たに追加しておりま

す。平成 24 年度から設置ということにしております。一方、自立支援協議会もここにあったのですが、こちらは設置が法定化されたことに伴いまして、削除をしております。国の通知でも削られております。②成年後見制度利用支援事業ですが、前の版では、単位を実施の有無だけにしておりましたが、支援する人数という単位で記載することにいたしまして、実績等を考慮して、平成 24 年度から 4、5、6 という形で記載しております。

それから、115 ページの⑦発達障がい支援センター運営事業です。こちらは、実施箇所だけが書いてあったものを、支援する全体の人数を新たに加えたものです。さらに、⑧障がい児等療育支援事業については、①の相談支援事業の中に位置づけられていたものが移動したもので、独立したものであります。

今の修正に併せて、118 ページと 119 ページに一覧がありますが、それも対応する形で修正をしております。

続いて、資料 3 です。資料 3 については、前回のこの協議会でお示しをした素案以降に修正を加えた内容の一覧になっております。第 5 回協議会の終了後に、最初に申しあげましたパブリックコメントをしておりますけれども、そのほか、12 月 28 日には社会福祉審議会の障がい者福祉専門部会において、また、2 月 13 日には精神保健福祉審議会において、それぞれ、素案を説明いたしまして、一部意見も頂戴していたところでございます。資料 3 の修正案と、こちら資料 4 を併せてご覧いただきたいと思っております。資料 3 の 1 番目、修正箇所は資料 4 の 23 ページです。修正部分にアンダーラインが引いてありますが、下から 4 行目、3 行目の部分です。精神障がい者の退院促進に向けて、地域コーディネーター等を担える相談支援事業所を整備し、地域移行を推進します。この 2 行を前回の委員の意見を踏まえまして、追加をしたものであります。

続いて、25 ページです。こちら前回の意見を踏まえまして、スポーツ活動の部分ですが、スペシャルオリンピックス活動への支援だけだったものを、スペシャルオリンピックスを含めた障がい別のスポーツ活動というように記載を改めたものです。

続いて、28 ページです。障がいの予防と早期の気づき・早期の支援という部分で、こちら前回の委員の意見を踏まえたものでありますが、早期発見の発見を気づきに修正したものであります。(1) の表題を含めて、6 か所変更してあります。

続いて 29 ページです。こちらは、社会福祉審議会障がい者専門部会で意見を頂戴いたしたことを考慮したのですが、29 ページの主な事業の直前の部分です。高次脳機能障がいに関する説明的な表現をこのように改めたものです。高次脳機能障がいをはじめとする様々な脳疾患を有する人に対する支援というように改めたものです。

続きまして、資料 3 をめくっていただいて、資料 4 は 33 ページです。こちらの、前回は委員

の意見を考慮いたしまして、今、実際にすでに行われている働く体験会、学校に通っている方と保護者を対象にした体験の場の事業です。こちらについて、記載を加えたものであります。

それから、35 ページの真ん中よりやや上にアンダーラインが引いてあります。発達が気になる子どもという部分に関して、前は、育てにくい子どもという表現だったものを、委員の意見を踏まえて改めたものです。

続いて、39 ページの下から 4 行目、民生委員や児童委員を民生委員・児童委員に改めたものです。

次に、41 ページの中ほどです。前回のご意見を踏まえまして、自閉症啓発デーという表記だったものを世界自閉症啓発デーと修正したものです。

続いて、42 ページのちょうど真ん中くらいですが、今後とも学校と表記してあったものを、今後も学校というように修正したものです。

続きまして、44 ページは、真ん中ほどです。4 行ほど追加しています。ニーズを拾い上げて調査研究を行い、政策力を上げていくという部分の記載が足りないのではないかという意見を頂戴しておりまして、このような記載を加えたものです。

同じく 44 ページの計画の推進の部分です。こちらは、この障がい者施策推進協議会の名称に関する部分の、前回表記していたものを新たに変更したものです。

それから、冊子の部分の追加で 68 ページ以降、資料編として用語の解説、それから障害者基本法を素案に追加したものです。

障がい者計画の修正は以上になります。障がい福祉計画は、92 ページの左側の目次のところの 3 番目、(2)、(3) 基本的考え方に変えたのですが、基本的な^なというところは直し漏れがありましたので、それを修正したものです。

あと、福祉計画のその先の部分は、先ほどの国の通知に合わせて追加、削除した部分をここでは記載しております。

資料 1、2、3、4 について、事務局より説明させていただきました。

(島崎会長)

ありがとうございました。

今、事務局から、資料 1、2、3、4 ということで、資料 4 の障がい者計画、障がい福祉計画についてのパブリックコメントの結果、それから、国から出された指針、それから、前回の協議会、あるいはほかの審議会等が出た意見を踏まえた追加修正等、用語解説も踏まえてのご説明がありました。資料等も含めまして、追加したほうがいい、あるいは修正案等ございましたら、ご意見をいただきたいと思っております。

それから、塚野委員から資料 9 と文書でご意見を頂いていますが、ここにおきましては、資

料8が関係する資料かと思しますので、また塚野委員からもご意見を頂ければと思います。

いかがでしょうか。前回の会議でのご意見がきちんと反映されているか、委員の皆様の方で確認いただければと思います。

私のほうであれですけれども、社会福祉審議会、私も障がいの専門部会に出させていただいておまして、そこでも、やはり、障がいの権利条約ですとか、国の動向や国際的な動向を踏まえた形で、新潟市でも、本当に、先ほど部長がおっしゃいましたような、障がいのあるなしに関わらず、暮らしやすい新潟を作りということに向けて、それら権利条約や様々な動き、改正基本計画ですとか、そういうものが具現化する形で、ぜひ、積極的に取り組んでほしいというご希望がありました。それから、修正箇所にありますように、次年度以降、この審議会ということになりまして、さらに監視ですとか、施策に関してより積極的な検証、提案といいますか、施策がスムーズに、ニーズに合わせた形で実現されているのかどうかということを中心にみていくという役割が強く課せられていくと思いますけれども、改正基本法の中でも、やはり潜在的なニーズを掘り起こして、それにきちんと施策として実現していく必要性が求められていますので、それらをきちんと記したほうがいいのではないかとということで、後ろのほうの、様々な機関が連携しあって、大学等も調査研究に協力する形で、ニーズをきちんと把握して、それに応えていけるような施策を推進していくということを中心に明記したほうがいいのではないかとということで、部会でもご意見がありまして、このような修正箇所として入れさせていただいたということで、委員として社会福祉審議会におりましたので、追加させていただきました。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

(塚野委員)

資料の1から4については、私は了解します。これでいいと思っています。

それで、ちょっとした感想になるのかもしれませんが、社会福祉は誰が責任を持つべきかという、やはり、本来は国が責任を持つべきなのだろうと思っています。それを思うと、この二つの計画にも、福祉サービスということで表現しているのですけれども、どうもこのサービスというのは給付ということで本来使うのが本当のことではないかと思っています。それで、サービスという言葉が辞書で引きますと、お客の接待だとか無料奉仕、景品、おまけなのです。三つの意味があって、どれを使おうと思っているのか。多分、国は、無料奉仕のつもりで使っているのではないかと思います。やはり、福祉の給付は無料ではないのです。みんな税金を集めて、それで公費の中から給付しているのであって、無料でもないのです。本来は、これは使うべきものではないのだろうと。これを使い始めたのは、どうも、老人介護が出てきた20年くらい前から盛んに、どうも厚生労働省が使い始めたのではないかと。それ以来、社会

学の先生方がそうだそうだと言って伝え始めて、それで全体に蔓延してしまったような気がするのです。あまりに福祉サービス、サービスということは数多く使わないほうがいいのではないかとということが一つです。

それと、この二つの計画の中に、例えば、千葉県と千葉県八千代市の二つの計画書を見ると、その計画の推進の中で、国の要望という項目を1項目設けて載せているのです。その国の要望の中には、財源の確保と就労の場の充実と柔軟なサービスというものを上げています。やはり、福祉そのものは、最近、自治体にやれやれとなってきた、国はどうも責任逃れのような傾向があるのです。やはり、自治体だけではだめなので、このような資料については、国へ要望する事項もきちんとするほうがいいのではないかと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

(斎藤委員)

パブリックコメントに出された意見に対して、市の考え方、私たちはプリントで見ることができますが、出された方にはどのような形で市の考え方を伝えているのかをお聞きしたいというのが1点です。

もう一つ、パブリックコメントのナンバー1の意見に関連して、今回のものではこれで致し方ないと思うのですが、こうやって意見を聞きますと、障がい者本人に対する様々な経済的な負担軽減などがなされているということは、少しずつよくなっているというのは分かるのですが、障がい者本人の負担が軽減されるということが実現されていくためには、在宅を進めていく。では、在宅した障がい者たちが本当に障がい者本人も負担を軽くし、この中でのびのびと生活できるというような方向に援助を進めていくためには、家族全体の生活がどう変化し、そして実態がどうなのかということも含めてアンケートをしていくと、障がい者の生活が実体的に浮かび上がってきて、福祉の援助がどういうところを、あるいはどのような形でいけば、本人はもちろんだけれども、家族と本人の関係、あるいは地域生活でのものがどんなに暮らしやすく明るいものになるかということはこの意見から感じまして、次の機会のアンケートなどの項目には、そのような相談者本人の実態が浮かび上がるという方面からアプローチするだけではなく、在宅している家族がどうであるのかとか、そのような視点も持ちながらアンケート項目を作っていただけるといいなと感じました。

(島崎会長)

ありがとうございます。

事務局から、何かございますか。

(事務局)

最初のご質問です。最初の説明で、パブリックコメントの意見と市の考え方、ほぼこの資料と同じ体裁になりますけれども、本日からホームページで公開しているところでございます。

(島崎会長)

ありがとうございます。

今の塚野委員の福祉サービスという用語の使い方の問題など、本当に様々、私どももサービスという、サポートとどこが違うのかとか、様々あります。今は給付という意味かもしれませんが、ホスピタリティーという部分やサポートとかいろいろな意味がこのサービスのところには含まれているのだらうと思いますけれども、もう少し本来的なところで議論といいますか、意見交換しあうことが大事なことになるのかなと思ってお聞きしておりました。

あと、今、斎藤委員からありました、支援によって当事者の生活がどのように変容し、それがまた家族の変容にどうつながっているのかとか、あるいは、地域力がさらにそのことによって変わっていくとか、そういうことをきちんと検証していく必要があるだらうと思いますし、その辺、やはり、計画の推進に向けてというところで、庁内の体制、それから各種団体との協力、連携、協働、それから、次年度以降の施策、審議会の役割といいますか、そういうところでアンケートの実施等、調査研究という場面で生かせるご意見だったかとお聞きいたしました。

ほかに、ご意見、いかがでしょうか。

(滝委員)

最終回の今ごろお話しをしてもならないということであればそれでいいのですけれども、用語解説が今まで出ていなかったということで、口腔保健福祉センターが新潟市公設の障がい者に特化した診療室でありますので、そこに載せていただくと、多くの関係の方がご覧になったときにいいかなと思いました。

(島崎会長)

ありがとうございます。大丈夫でございます。用語については補足、追加が、表現的にもう少しここを、簡単すぎるので少し書き加えたほうがいいのではないかと、あるいは、こういう用語についても載せていったほうがいいのではないかと、あるいは、新しい制度が変わっていくところで、施設の名称、種別なども変わっていきますので、そういうところも盛り込む必要があるのではないかと私も思っております。

滝委員から出た部分については、追加ということで確認してよろしいですか。

(事務局)

大丈夫です。

(島崎会長)

ほかにございませんか。

(柏委員)

19 ページですけれども、精神障がい者とその家族が抱える問題に関して取り上げていただいでいてよかったと思ったのですけれども、私はケアファミリーという家族の語らいの会に毎回出席しているのですが、12 ページの表にもあるように、自立支援医療を受けている精神障がい者が 7,704 人と出ています。そのほかに、働いていて具合が悪くなって休んでいる方とか、働きながらうつ病の薬を飲んでいる人とか、そういう方々は普通の健康保険で払っているという話なども聞きます。そういう方のお話を聞いていますと、各区の窓口に行って相談したときに、なかなかうまく受け止めてもらえないということがあります。

ここの 19 ページから次のページにかけて、障がい者相談支援事業の専門的な相談員とかケアカウンセラーの配置ということが書いてありますけれども、前にも申し上げたのですが、精神保健福祉士が窓口配置されているのかどうか。もし配置されていないところがあれば、ぜひ配置していただきたいと思います。その方々に相談に行くうちに、そこでピアが生まれるということがありますので、私たちの家族会も 8 年くらいになるのですけれども、世話役の人たちが高齢化してきてしまったので、やはり、各区くらいのところに集まれるような、家族の会や当事者の会ができると、非常に効果的な支援ができる、当事者に合った支援ができるのではないかと思います。この文章でいいと私は思うのですが、含んでいただけるとありがたいと思います。

それから、些細なことなのですが、この 20 ページの主な事業と書いてある上の 2 行目、当事者の「事」が時間の「時」になっていますので、そこを訂正していただければと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。

誤字修正と、あと、精神保健福祉士の配置について、専門職、有資格者の配置に関して、どのような状況かということはありませんでしょうか。定数の配置。あれば、例えば、追記できるかどうかとか、などでいいのか、その辺の含みも併せて、ご説明いただけたほうがいいかなと。確認です。

(こころの健康センター所長)

こころの健康センターの福島です。

追記に関しては置いておくとしたしまして、その配置に関してですけれども、精神保健福祉士としては採用しては置かして、今のところ、こころの健康センターが中心ですけれども、各区に少しずつ増えているという状況です。ただ、精神保健福祉士だけをやるというわけで配置しているわけではなくて、一般的な業務をする中で、たまたま精神保健福祉士を持っている専門職

がだんだん増えているという状況に今はなっております。

記載に関しては、人的な部分になりますので、計画に記載することはあまり適さないのではないかと考えております。

(島崎会長)

よろしいでしょうか。社会福祉士や精神保健福祉士など、行政の相談機関の中で少しずつ有資格者の配置が見えてきていますよね。新潟市などでも、相談事業のところに社会福祉士の資格を持っている人が徐々に配置されるようになってきていると、卒業生やいろいろな状況を見ますとそうなっていて、精神保健の部分でも、保健師だけではなくて、精神保健福祉士もいっしょにというように、相談事業に当たられたらいいのではないかと思います。今、センター長の福島先生からご説明がありましたけれども、地域では保健師などがいるところがありますが、保健師、精神保健福祉士などの専門職が専門機関というような読み込みができて、今後そういう形で配置につながっていければと思います。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

パブリックコメントで頂いたご意見なども公表されているということですが、今後、この施策推進協議会の次年度以降の審議会のところは、やはり、計画が実際に実現しているのか、施策として具現化しているのか、具体的な支援として行われているのかということを検証していくときに、これはパブリックコメントのご意見を側に置きながら検証していくことが、市民から頂いたご意見に答えることにもなるのではないかと思いますので、そういう形で、必ず忘れずに資料として残しておく。そして、次年度の計画を検証していくときに、一つの資料として見ながら検証していくということに生かしていけばいいのではないかと思いますので、事務局のほうでも、そのようなことをご配慮いただければと思います。

山賀会長、特にございませんでしょうか。

(山賀会長)

ありません。

(島崎会長)

ありがとうございます。

修正意見を含めていくつかご意見を頂きました。第2次新潟市障がい者計画、第3期新潟市障がい福祉計画については、修正を踏まえた案どおりということでご承認いただけたということで、確認させていただいてよろしゅうございましょうか。

ありがとうございました。それでは、議事の1については終了させていただきます。

(2) (仮称)新潟市障がい者基本条例について

続きまして、議事2 (仮称)新潟市障がい者基本条例についてですけれども、これにつきましては、作業部会の松永部会長からご説明をお願いしたいと思います。

(松永委員)

基本条例についてご説明します。(仮称)新潟市障がい者基本条例にかかる意見集約のための作業部会長の松永です。よろしくお願いいたします。

平成23年5月25日に開かれました、第1回目の新潟市障がい者施策推進協議会において、(仮称)新潟市障がい者基本条例に係る意見集約のための作業部会が設置されることになりまして、1年間にわたって意見交換をしてまいりました。この部会では、条例の必要性、条例のあり方、期待することなど、制定後の取り組みなどについて、部会において意見をまとめてきました。

委員の方々については、資料5の10ページに掲載してございます。以前にもご報告させていただいておりますけれども、ご覧ください。委員の皆様には、部会開催の都度、ご意見を求め、審議していただきました。傍聴に来ていただいた方々にもご参加いただいて、意見を集約してきました。

本日の協議会の資料の5、6が皆様のお手元に配られたと思いますので、ご覧いただきたいと思いますので、簡単に説明させていただきます。資料5の3ページ、3の作業部会実施状況をご覧いただければお分かりかと思いますが、6月28日から、7回にわたり、作業部会で意見交換をしてまいりました。その結果が、そこに資料として上げさせていただいておりますけれども、傍聴に来られた方と一緒に白熱した議論をさせていただきました。

検討した結果として、この基本条例が必要であるということ、それから、この条例を作る検討委員会を設ける必要があるという結論が出ました。今後、市長への提言をしていただくために、意見書案を資料6として添えて、新潟市障がい者施策推進協議会会長へ提案させていただきました。この意見の中で、本当に意見が白熱いたしまして、いろいろな角度から意見が出た結果をお手元の資料としてまとめたわけですが、特に、名称について意見がいろいろ出ました。これは、名称の形によっては、障がい者に偏った形で出てくると一般の方があまり見ただけなのではないかという意見が出まして、最終日に、この名称について意見が集中したわけですが、基本的には、市民憲章を取り入れるということで、この名称にさせていただきました。ほかに、この条例が障がい者自身ももっと理解していかなければ、これを進める運動を図るにしても、なかなか進まないのではないかという話もしておりまして、障がい者自身ももっとこれを理解する方向、それと併せて、市民の方々にもこれをご理解していただかなければこの先進まないのではないかという話が出ましたが、今回、この報告の中で、

今後よりこれを取り組んでいく方法を進めていかなければならないと考えて、報告させていただきます。

最後になりましたけれども、部会の委員の皆さん、それから傍聴に来ていただいた方々、ご意見をたくさん頂きまして、ご協力どうもありがとうございました。

(島崎会長)

松永委員から、作業部会長として、資料5、6ということで、ご説明いただきました。(仮称)新潟市障がい者基本条例にかかる意見集約のための作業部会報告書ということでまとめていただきまして、それを資料6の、市長に向けて、この推進協議会から市長に提言書という形で提出させていただくということで、作業部会のほうでまとめていただいたところでございます。今、松永会長からご尽力いただきまして、私も一委員で出ましたけれども、この報告書のはじめにありますように、ここに作業部会の思いが集約されて書かれ、具体的な作業項目についても、委員のほうで事務局と一緒にあって議論した中身として記されていることと思います。

資料6の市長宛の提言書の条例の名称が、今、部会長からお話がありましたように、(仮称)障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり基本条例という形で提言していくほうが、より新潟市民一人一人に向けてのメッセージ、あるいは具体的な条例づくりに向けての提言になるのではないかとということで、作業部会も含めて、この間、推進協議会としては、(仮称)新潟市障がい者基本条例ということでずっと来ておりましたけれども、提言書に当たっては、このような名称にしてお出しすることがいいのではないかとという形になりました。

お聞きになりたいこと、あるいはご意見ございましたら、どうぞお聞かせいただければと思います。

(塚野委員)

今、資料6まで入るということですが、資料5については異議はないのですけれども、資料6について、基本条例は、基本にこだわらずに、実現しやすいと思われる単なる条例がよいと思っています。全国的に見ても、まだ基本条例はありませんし、それから、基本条例になると、位置づけが非常に重くなります。また、検討範囲や課題も大きくなると思います。平成20年の9月議会の市長答弁の、基本条例を含めて幅広い議論を行う必要があるということをご理解するかだと思っておりますけれども、協議会の議論は、まだ幅広い議論とはなっていないので、単なる条例のほうがよいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。先進都市の条例ということで、資料5に参考資料としてついていますが、これは、熊本づくり条例ですとか何々づくり条例ということで、今、塚野委員が

ご指摘のとおり、基本条例という形にはあまりなっていないくて、何々づくり条例というところが多いということなのですが、この辺の判断はどうか。私もあまりその辺は、確かに、基本条例ということであると、議会のところでの議論がかなり重いものになるのかなとか、そういういろいろな事例等を見るとそのようなこともあるのかなと思ったりもしますが、では軽いものでいいのかというところとそういう話でもないのですけれども、どういう形がいいのかということをお知恵を頂けるようでしたら、事務局をはじめ委員の皆様、頂ければと思います。

これも含めて、ほかに資料5、6の条例づくりについて、作業部会から、推進協議会として市長に提言するというところでまとめていただきましたので、そのことについて、ご意見を頂ければと思います。

ございませんでしょうか。

塚野委員の意見については、事務局からコメントを頂けるようでしたらお願いいたします。

(障がい福祉課長)

ご意見ありがとうございます。塚野委員から、条例の名前のご発言だと思いますが、事務局というよりは、私、担当課長として、やはり、おっしゃるように、最終的に、議題の中では名前も出さずか出さないかというような議論もありましたが、基本的に、新潟市づくりということが上がっていて、その基本条例となると、本当に市の計画の基本になるようなイメージが強くなるのかなと。そういう意味では、生かされる新潟市条例というくらいのほうがいいのかと、現時点はです。名前についても、条例の中身についても、これを市長にご提言いただいて、それを市長が受け止めてこれからどうしていくかという形になると思うのですが、設計等進めていくとなれば、それも含めて、広く、市民の皆様、関係者の皆様からご意見をお聞きしながら一緒に作り上げるというような、少し時間をかけながら、なると思うのです。そういう意味でも、基本とするよりはいいのかなという塚野委員のご意見、私、個人的にはごもっともだと思って聞かせていただきました。

(島崎会長)

ありがとうございます。

第一歩ということで、これが市長のところに行きまして、また全庁的に議論され、また議会ということになっていく過程のところ、その前に検討委員会等を設置してどのようなものにしていくのかという中身について、しっかり作っていくというプロセスがあつてのことだと思います。そういう意味では、名称も含めて、まずはこのようなことで作っていったらどうだろうか。それに向けて検討会を設けて議論していくことについて、ぜひやってもらいたいということで、個人的にはこういう施策推進協議会、次年度以降の審議会ですけれども、もっと、一緒に両輪といいますか、一体となって障がいのある人たちの施策を進めていくということに

なるのだろうと思いますし、障がい者基本条例の具現化にもつなげていける大事な条例なのではないかと思っております。この辺のところは、作業部会長の松永委員、部会長としてはこの辺、新潟市づくり条例という形での提言ということでも、作業部会の議論は特に問題なく、大丈夫でしょうか。

(松永委員)

名称の部分、確かに、今、お話を伺ったとおりだと思いますので、基本という部分がなくてもよろしいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。

この資料6の施策推進協議会として市長宛に提出させていただく提言書につきまして、(仮称)障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかなされる新潟市づくり条例の制定についての提言書という形に修正させていただいて、そこにこの資料5と併せて、私、部会長松永委員と事務局とで提言書を、今言ったようなところを修正させていただいて、市長にお渡しするということでご了承いただければと思います。この推進協議会として、提言書として出すということですので、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、また提出についてご報告できればと、提出し、またそのことを皆さんにご報告していきたいと思っております。

(3) 新潟市障がい者施策推進協議会条例の改正について

続きまして、議事の3番目、新潟市障がい者施策推進協議会条例の改正について、協議したいと思っております。事務局から、これにつきまして、ご説明をお願いいたします。

(事務局)

資料7をご覧くださいませでしょうか。こちらの新潟市障がい者施策推進協議会は、組織と運営に関しては条例で定めております。障害者基本法の改正によりまして、名称をそれに合わせた形、新潟市障がい者施策審議会に変えるというお話を前回させていただきましたけれども、それに関しての改正を行うものです。資料7は、現行の条例の新旧対照表という形でお示ししております。名称の協議会が審議会に変わる部分がいくつかある部分と、それから、障害者基本法の何条という、引用している部分を変えるものです。資料7は新旧対照表ですが、資料4の65ページ、66ページを見ていただけますでしょうか。そちらに来年4月に変わった際の障がい者施策審議会条例という名称になりますけれども、そちらの全文が載っておりますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

なお、前回の協議会でもお話をさせていただきましたが、障害者基本法の変った部分ということで、第36条の部分も、資料4の87ページの下の方に、審議会その他の合議制の機関

をという部分はその根拠になっておりますので、併せてお知らせしておきます。なお、名称は変わりますけれども、委員の皆様につきましては、引き続き審議会の委員として見なさせていただきますし、任期は今の残りがそのままなりまして、平成26年3月26日までが任期となっております。なお、会長の規定もありますが、審議会の会長と見なされますので、併せてお知らせをさせていただきたいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございました。

事務局から、新潟市障がい者施策推進協議会から改正障害者基本法等に基づきまして、新潟市障がい者施策審議会というように名称変更を行うということと、併せて、委員の継続についてのご説明がありました。これにつきましては、前回もご説明がありまして、承認された部分なのですが、ご意見、質問等ございましたらお願いします。

(塚野委員)

決まっているものに抵抗してもしかたがないと思いますけれども、意見として言わせていただきたいと思います。

障害者基本法の機関は、市が施策審議会とすることで、国と自治体の役割が違う印象を受けます。政策は方向付けを決定するもので、施策は政策に基づく制度です。普通は、政策を政治家が決めて、次に施策を官僚が作成します。委員会は政策に関わり、提言機能もありますが、審議会はすでに策定されたものに対して意見を述べるだけの機関になりがちです。前回、障がい福祉課長から、附属機関であれば審議会の名称にしたいということで説明をされましたけれども、市の附属機関でも、例えば、発達障がい者支援体制整備検討委員会など、委員会はあります。障害者基本法の改正では、国会の有効な障害者政策委員会にという附帯決議が付いております。地方の合議制の機関に対しても同様だと思います。新しい審議会を施策に反映させるためには、この障がい者計画の改定検討のように頻繁に会議を開催する必要があります。審議会に来て、以前のように年2回程度の開催ではあまり意味がないと思います。決定後の施策や実施後に干渉しても手遅れで、障害者権利条約にも違反していると思います。新潟市の合議制の機関の障がい者施策審議会の施策と審議会の表現に、厚労省の指導があったような印象を受けてしまいます。

次に、審議会の条例についてなのですが、一つとして、やはり、審議会条例には、例えば、所管事項が記載されるような開催要領などはないのでしょうか。新規施策の検討や運用開始に当たっては、審議会の意見を聞くことと解されるような記載をしてもらいたいと思います。そのことは、何も審議会を招集しなくても、事務局で論点を示して、資料を委員に送付して意見を集約して、審議会の意見を反映させるという方法もあります。二つ目に、障害者基本

法の第36条2項から、委員の数15人では不足だと思えます。委員の数は20人以上に増やしてほしいと思えます。そして、その増員は、障がい者の代表及び公募委員の枠の増加です。公募委員については、自治基本条例も傍聴しているのですけれども、委員から、附属機関の委員は可能な限り公募委員を多くするというように定められております。そして、検討時に、委員から、可能な限りとはどの程度なのかと聞かれて、事務局から、可能な限りとは半数程度だということにお答えしているわけです。しかし、市の機関を見ると、公募委員などは一人もいないものが非常にたくさんあるのです。どうもそういうことで、市は自治基本条例に違反しているのではないかと考えております。

(島崎会長)

ありがとうございます。

一部を改正する条例につきまして、どうでしょうか。改正障害者基本法に、前に、この推進協議会でも配置されました、都道府県における合議制の機関について、内閣府の障害者担当から9月21日付で出ている資料がありますけれども、それが根拠法ということになりますが、今、塚野委員から出された様々懸念する部分、資料7が少し大丈夫かなと思われる部分があるというような、例えば、審議会になると開催回数が年一、二回になるのではないかとか、そういう部分も含めてご意見を頂いたわけです。私などは、合議制の機関についてという内閣府から出ているものを読み込んでいきますと、やはり、年一、二回では済まないでしょう。そういう役割が、施策推進協議会から審議会に変わっても、やはりそれなりのことをきちんとやっていたかなければならないと勝手に思っております。その辺は形骸化しないということはもちろん大事かと思えます。

あと、私が言うことではないかもしれませんが、審議会の運営に関し、必要な事項は会長が審議会に諮って定めるという第7条がありますので、細則はまた別に運営細則という形で定めることができるという条文になっています。大体どの条例にも必ず付いている、運営に関して等は別に定めるですので、これはこのまま行けば平成24年度の第1回で、早めにこの審議会が開催されて、そこでお示しいただくということが必要な条文かなとは思いますが、細則が必要になるだろうと思えます。

事務局から、私の読み方が違っていたら、いかがでしょうか。

あと、この人数につきましては、第36条第2項に、審議会が様々な障がい者の意見を聞いて、実情を踏まえた調査審議を行う、役割を果たすことができるように、当事者の参画を明記したというのがこの第2項なのです。ですので、今のこの出席者名簿を見ますと、この15の枠があるということで15人なのですけれども、新しく出されました合議制の機関についての第36条第2項を生かすといえますか、それを踏まえてということになりますと、さらに、例えば、自

立支援協議会が法定化されまして、会長にオブザーバーに入っていただきますけれども、委員としてご出席いただくという、委員の中に入ってくださいとか、あるいは、もう少し当事者の参画を広げてというような、公募も含めて、そうしますと、15人以内が例えば20人以内をもってというような形にできないのかという部分も確かにあるわけです。必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができるという、第5条第4項がありますので、それを最大限生かしていくということで、常時出席いただくという形にすることもできるかと思えます。その辺のところを、15人が20人以内で16人、17人でもいいのですけれども、その辺の幅を少し持たせたほうがいいのではないかというご意見も含めてあったかと思えます。塚野委員から出された意見は、全く大事な、反映させていくべきご意見だと思いますし、第2条の構成員15人を20人以内をもって組織するというくらいにしたほうがいいかなとは思いますが、皆様、ご意見を頂ければと思います。

質問等、せっかくですので、ご意見、特にございませんでしょうか。

そうしますと、塚野委員から頂いた意見を含めて、私も少し意見めいたことを申し上げてしまいましたけれども、これにつきましては、手続き的にはどのようにになりますでしょうか。あるいは、人数を変更することも含めて、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

(障がい福祉課長)

事務局から、答えられる範囲で。

今、いろいろなご意見をいただきました。ありがとうございます。まず、名称なのですが、前回もご説明しましたように、通常、委員会とか、執行機関との、新潟市の部分がありますので、今までは施策推進協議会というのは法に明記されておりましたのでその名前を使っていたのですが、一般的には市の場合は審議会という名前を使っているのです、そういう形に変更させていただきたいということでございます。

それから、所掌事務ですが、会長からもご意見がありましたが、第7条の委任事項で、条例であれば、それを規則で市長が別に定めるとか、規則を要綱でさらに詳しく定めるという部分の条文ですので、これを使ってそういうものを作っていくということは可能ですし、現在の条例の作りは、法律上に基本的に現在の施策推進協議会はどういうことをするのだというものは一つ明記されていると。それで、法律上は、その条例でどういうものを定めなさいという形になっておりまして、市町村の組織、運営に関して必要な事項と。ただ、組織と運営会長ということになるという部分だけを定めていると。それで、今度は監視義務とかいろいろ入っているわけですが、さらに細かいものが必要だということであれば、それこそこういうものを、具体的にここに書いてある施策の総合的かつ計画的な、必要事項というのは実際に何なのだと、地域施策のことをやりましょうとか、大きな施策変更をする場合はここでやりますとか、そうい

うものは可能だと思いますので、それは検討させていただきたいと思います。

それから、人数の件ですが、これも十分にしなければならないというものはございませんので、この中で協議していただいて、本当に、私個人的には多ければいいとは思っていませんし、では十分に適正かということは検討する必要があると思いますし、この障がい者施策を審議していく中では、国の方向もありますように、当事者の参加というのは非常に大事なことだということで、その方向に向けて検討していく必要があると思います。現在、今日お配りした名簿を見ていただいてもお分かりのように、障がい者団体からそれぞれ推薦された委員の皆様5人と公募委員二人合わせて7名の方。あと、事業者等も入っておられますし、人数を増やすとすれば、塚野委員からご意見があったような、公募委員や障がい者を増やしていくと。その辺は少し時間をかけて検討する必要があるのではないかと考えております。今回の改正は、それこそ法律が変わって施策推進協議会という、実際言うとな変えない政令指定都市もあるのですが、私どもとしては、法制が変わったので、それを踏まえて変えるべき部分だけをまず変えましょうというような条例の今回の改正、時間的なものもありましたし、そういう考え方をやらせていただいています。ですから、今ご覧いただきました細則などについては、また皆様のご意見をいただきながら検討していく必要があると考えております。

今申し上げられるのはこの程度なのですが、よろしゅうございますでしょうか。

(島崎会長)

頂いたご意見は、今後反映させていくことは可能であるということでのご説明だったと思いますけれども、塚野委員、いかがでしょうか。きっちりこうしてもらわなければ困るという。

(塚野委員)

それはまた言い返してもしかたがないことなので。

(島崎会長)

あきらめないということも大事ですので。

人数は鋭意努力していただければと、一、二だけでも増やしていただければと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

議事3につきまして、よろしゅうございましょうか。

(4) 平成24年度の主な事業について

続きまして、議事の四つ目にあります、平成24年度の主な事業につきまして、今日配付された資料、新潟市の予算について、かなり新聞、テレビでも大きく報道されておりましたので、関心をお持ちのところだと思いますが、事務局からご説明をお願いし、また、お聞きになりたいこと等、ご意見がありましたら上げていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

それでは、私からご説明させていただきます。

平成 24 年度の障がい福祉関係の主要事業ということで、新規、そして拡充したような事業を中心に説明させていただきます。資料 10 をご覧いただきたいと思います。この資料は当初予算事業説明書となっておりますが、福祉部とこころの健康センターが所管しております精神障がいに係る部分の抜粋を合わせたものでございます。まず、予算につきましては、これから 2 月議会が始まりまして、最終的には、現状では案の段階ということで、審議いただいて、採決いただければこれが予算になるということですので、そういうことでご理解いただきたいと思っております。

資料説明をさせていただきます。まず、資料をはぐっていただいて、1 ページが歳入ですが、歳入歳出の総括表で、2 ページが歳出です。一般会計でございますが、その 4 段目、障がい福祉課という欄がございます。予算は平成 24 年の 147 億円余、前年度比で 6 億 6,000 万円、比率で 4.7 パーセントの増となっております。ちなみに、これは福祉部全体の資料ですので、福祉総務課からずっと予算が出ておりますので、ご参考に見ていただければと思います。

3 ページ以降に主要事業が書いてございます。これは福祉総務課からずっと書いてございますが、障がい福祉関係、9 ページをご覧いただきたいと思っております。ここからが障がい福祉課関係でございます。まず、最初の介護給付費等関連事業ということですが、これは、引き続き市独自の障がい福祉サービスの利用者負担の軽減を図りますということと、その下、介護給付費等事業、居宅介護、生活介護、施設入所支援など、障がい者の自立した生活を支援しますということで、この介護給付費等事業、予算額が 79 億円、障がい福祉課予算の 54 パーセントを占めております。前年度の予算は出ていないのですが、前年度比で 7 億 6,000 万円、10.6 パーセントと非常に大きな伸びになっております。中でも生活介護、就労継続、就労移行支援の伸びが大きくなっているような状況でございます。

その次の 10 ページをご覧ください。障がい者相談支援事業の三つ目、これは新規でございます。地域で暮らす障がい者を支える体制づくり事業ということで、この事業につきましては、今年度までは県の事業として行われていたものですが、新年度から、市の地域生活支援事業として行っていくこととなっております。福祉施設等から退所されて地域で暮らしている障がい者の地域生活の支援や、緊急時の支援を行うため、既存のいろいろな居宅介護サービスなどの調整を行うなどの相談の受け付けを 24 時間体制で行っていくというものでございます。ただ、これは 1 法人に委託してやる予定なのですが、地域的にはまだ全市網羅するまでにはなっておりませんので、今後、来年、再来年と少しずつ広げていきたいと思っております。

その下の社会福祉施設等整備事業は拡充ということで、平成 24 年度は、グループホーム、ケアホームの整備、これが新しく造るところは 2 棟分、これはすでにどこでやるかということ

確定しております。それから、改修1棟分、これは1棟5人分なのですが、それはまだ決まっておりますが、その予定も予算上組んでおります。それから、日中活動の場としての生活介護施設1施設の整備。この施設については、生活介護30人と就労継続支援のB型10人を入れる多機能型の施設ですが、それに対しての整備費用を補助するということでございます。昨年の施設整備は当初予算で4,000万円近くでしたが、今年は1億2,700万円ということで、8,790万円ほど増えております。

その下の障がい児支援の強化ということで、発達障がい者支援体制整備事業、それから、障がい児放課後支援事業、日常生活用具給付事業の三つが拡充になっております。発達障がい者支援体制整備事業につきましては、発達障がい支援センターJ O I Nでございますが、相談件数が非常に増えているということから、その体制を充実させるために、発達支援センターの相談員を1名増員すると。それからもう一つ、幼児ことばとこころの相談センターで行っております保育園等への巡回相談も要望が非常に多いということで、巡回相談支援の専門員を1名増員するという形になっております。それから、障がい児放課後支援事業につきましては、今年、1か所、モデル事業ということで、夏期休暇中限定で、長期休暇中の要望に対応しようということでやりましたが、新年度、それを3か所に増やしてやりたいということです。それから、日常生活用具給付事業につきましては、障がい児の給付対象の年齢制限、学齢後とか3歳以上とかいろいろあるのですが、それを撤廃しまして、個人の成長や障がいの状況に合わせた給付を行うということにしております。

次の11ページは就労支援です。これは、障がい者就業能力向上支援事業とかそういうものと地域活動支援センターの支援を行うということで、これは継続してまいります。特に、ITサポートセンターの事業では、これもいろいろな相談支援の件数が多くなっておりますので、相談支援員を1名増員して体制強化していくということで考えております。

それから、ずっと飛びまして、資料の最後のページ、24ページになります。これが保健衛生部のこころの健康センターが所管しております、精神保健福祉関係の主要事業ということでございます。ここで、中ほどのこころの健康推進事業ということで、一つ、拡充事業として、自殺総合対策事業でございます。これにつきましては、今年度、新潟市自殺総合対策庁内推進計画というものを作りました。現在、新潟市自殺総合対策行動計画、これは市民の皆様、全市対象にした計画でございますが、これを現在策定中であります。この計画を推進していくとともに、新たに自殺対策の充実強化を図る拠点として、自殺予防情報センターをこころの健康センター内に整備するというところでございます。これまでの自殺対策に加えまして、自殺の危険性が高いといわれております自殺未遂者や遺族に対してなどの相談、訪問支援等を強化するとともに、また、地域における自殺防止ネットワークのさらなる強化等を行って、自殺対策の総合

的な支援体制を充実していこうということでございます。

一番下のものですが、認知症疾患対策として、これも新規で認知症疾患医療センター運営事業ということで、新規事業で組んでおります。これは、都道府県と政令指定都市で実施するという事業なのですが、現在、県内に五つの疾患医療センターがあります。ただ、新潟市にはこれまで指定病院がありませんでしたが、昨年の7月に、南区の白根緑ヶ丘病院を認知症疾患医療センターとして指定させていただきました。新年度から、ここに書いてあります認知症疾患に関する鑑別診断とか急性期治療、専門医相談などを委託事業として実施していくということでございます。

簡単ですが、これが来年度の主な事業というところです。

(島崎会長)

ありがとうございました。

平成24年度の主な事業についてということで、ご説明いただきました。お聞きになりたいこと、あるいはご意見等ございましたらお出してください。予算について、直接お聞きする機会はなかなかないと思いますので。

ございませんでしょうか。

これは案で、議会は明日以降でしょうか。

(障がい福祉課長)

明日から本会議が始まりまして、3月16日くらいまでずっと続きます。

(島崎会長)

事務局の皆さんの大変な議会对応だと思いますけれども、これは案でございますので、これが通りましたら、ぜひ、委員に具体的な、例年お送りいただいたり、あるいは会議のときに出していただきましたでしょうか、当初予算の資料を4月以降送っていただく、あるいは最初の会議のときに頂いて、それぞれ計画案、福祉計画の事業がどのような形で実際にその年度、予算が付いて事業が行われるかというあたりを見せていただいたと思いますが、いかがでしょうか。

(障がい福祉課長)

おっしゃるとおり、今までは、この資料ではなくて、計画に沿って、障がい福祉課だけではなくて、教育委員会やそういうところでもやっている事業なので、こういう作りになっています、それに対してこういう事業でこう予算が付いていますという資料をお作りして、それで説明していた経過がございますので、今年もそういう形でまとめて、予算資料をお送りさせていただきたいと思っておりますし、もし必要であれば、新年度の第1回の審議会でご説明申し上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(島崎会長)

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

議事4につきまして、特にご意見等ございませんでしたら、議事4については終了させていただきたいと思えます。

議事5のその他でございますけれども、今日は塚野委員から、資料9で、請願書の提出をこの協議会でできないかということで、資料と併せてご提案いただいている部分があります。これにつきまして、この推進協議会の位置づけといいますか、その辺と併せて、どういう形でできるのかできないのかというようなことを少し確認していく必要があるかと思っております。2月7日に、提言に向けた厚生労働省の案が出ておまして、いかななものかという、いろいろな意見がかなり噴出している状況で、私もホームページを見ていかなものかと思う部分がありますので、そういう意味では、今後、年度末の各自治体の議会などに、塚野委員の資料にもついているような形で、議会に請願書が上がって、国に向けてというような動きも出てくるのかなと思えます。この辺について、少し事務局からご説明いただけますでしょうか。

(障がい福祉課長)

塚野委員から、資料9市議会へ「請願書」提出の提案ということでお出しいただいておりますので、少し事務的な話になってしまうかもしれませんが、お話しさせていただきます。

まず、施策推進協議会は市の附属機関となっているわけですが、これは地方公共団体の行う事務事業について、必要な審査をし調査を行うということで、本市の附属機関という形で位置づけられたものです。市からの諮問事項やそういうものについて検討いただいて答申をいただくことをやっております。それで、今回、ご意見を頂いて、関係課、議会などに確認させていただきましたら、ルール上、市の執行機関が請願陳情を行うことはできないと。附属機関については市の執行機関の一部と考えられますので、施策推進協議会としては出すことはできないという回答でございました。ただ、個人名でお出しになるのは全く問題ないので、そういうことになるのかなということです。

それで、頂いた資料の中に、政令指定都市も3団体、陳情を出しておられるということで資料を頂きましたので、その都市へ念のために確認させていただきましたら、こういう附属機関、施策推進協議会とかそういうところが関与しているところは、仙台市、さいたま市、京都市ともになかったということでございます。

私どもとしては、確かに、会長がおっしゃったように、今回の提言を受けてどうするかということで、名前を変えてしまうと全部変えなければならないから名前を変えないとか、様々、なかなか、本当にどうなるのだと、難病とかいろいろ入れますけれどもというような話しかないで、そういうことについてはいろいろなところで国にも言っていかなければならないと思

っております。

それで、現在、私どもでっておりますのは、21大都市、東京を入れて政令指定都市の心身障害者福祉所管課長会議というものがあまして、毎年国に対して要望事項をまとめて出させていただいております。それで、現在は、自立支援法を廃して制度の谷間がなく利用者の応能負担を基本とする総合的な制度を構築すると言っているけれども、それに当たっては、利用者にとって簡素で分かりやすく安定的な制度にしてくれとか、地方自治体の意見を十分に聞いて、制度変更について必要な準備期間を設けるようにとか、改正内容を可能な限り早く示してくれとか、塚野委員からご意見を頂きました、十分な補助のための新たな財務措置を講じてくれとか、そういうことは要望させていただいております。本会議の、塚野委員のご意見で、中身が大事になってきますので、そういったような提言を最大限尊重してやってくれという形の、各都市何十項目もあるのですが、こちらをこう変えて出しましょうというような形でやっておりますので、そういうところにいただいたご意見を盛り込んで、新潟市の案として出させていただいて、そういう形で事務局としては国に要望していきたいと思っております。なかなか施策推進協議会としての請願は少しできないというところでございます。

(島崎会長)

ありがとうございました。

塚野委員、先にお聞きしてからと思いましたが、いかがでしょうか。何かお言葉を添えられるようでしたら。

(塚野委員)

多分だめだろうとは思ったのですけれども、この協議会の中で、それはぜひ必要だと、一緒にやりましょうという人がいれば、私はその人と協力してやっていきたいということです。

(島崎会長)

本当にそのとおりだと思います。今、課長からご説明がありましたので、ぜひ、それこそ次年度以降、今まさに、今もそうですけれども、この福祉計画が本当に実効性があるといえますか、中身のあるものに、本当にニーズに応える新潟市にされていくためにも、それは本当に必要かと思えます。本来の提言が、もう少し政策として厚生労働省の案の中にもっと、ばつが非常に多いわけですが、丸、丸、丸というように実現されていくようにならないと、こういう身近な暮らしも変わっていかないのだろうという部分がありますので、ぜひ、新潟市も、施策推進協議会は請願書はそういう意味で手続き的に出せないかもしれませんが、ぜひ、この会議の思いや願いをくみ取っていただいて、新潟市として可能な限り、できるところで、そういう形で国に対して出していただきたいと思いますとお願ひしたいと思います。

また、塚野委員から、この指止まれということがありましたので、ぜひ、思いを一緒にして、

あるいは、当事者団体のほうで、あるいは関係機関、団体のほうで動きが起きているということも、少し情報が入っておりますけれども、そういうところと一緒にやっていくということは、それぞれの立場でやっていただければと思います。非常に第三者的な言い方になってしまいましたが、厚生労働省のホームページを見ながら、少し、どこにこの怒りを持っていけばいいのかという思いがしているところですので、ぜひ、一人一人のところで、本当にしていかなければならないと思っております。

その他のところで、何か少し言い忘れたとか、このことはどうだったのだろうかということもございましたら、ぜひ、お出しいただければと思います。特に予定された議事はこれで、その他のところで一つ出されましたけれども、特にございませんでしょうか。

ないようでしたら、本日の推進協議会の議事につきましては、全て終了とさせていただきますと思います。

事務局から、何かございましたらお願いいたします。

(事務局)

今回で今年度は終了になりますが、次回、新年度、名称が変わるのですが、また日程調整をさせていただいて開催させていただきたいと思っております。

先ほど、資料7の説明をさせていただきましたけれども、任期は継続ということになります。委嘱状については改めて送付はいたしませんので、旧名称を変えていただくということで、ご了解いただきたいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございました。

今回は来年度の開催ということでございます。今年度、計画策定ということで、皆様、お忙しい中、お時間を長時間頂きまして、協議、ご協力いただきまして、ありがとうございました。本当にいろいろな意見が頂けて、またそれを施策の中に少しでも反映するための一助にできたのではないかと思いますし、今年度、会議の過程の中で出されました、例えば、いろいろな検討委員会を作ったとか、具体的にこういう形で進めていければということで、様々に出されたご意見がありましたので、それを市としてもぜひ実現させる方向で取り組んでいただきたいと思いますし、私どもも、この協議会も審議会ということになりますけれども、また気持ちを入れ替えながら、今年度議論したことを忘れずに、実現に向けて、役割を果たしていくことができると思っております。

今年度、会長を務めさせていただきまして、いろいろご迷惑をおかけすることが多かったかと思いますが、申し訳ございません。また、ご協力ありがとうございました。

(司 会)

島崎会長、議事進行いただきありがとうございました。また、委員の皆さんにも、ご発言をいただきありがとうございました。

以上で、平成 23 年度第 6 回新潟市障がい者施策推進協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。